



島根県報

平成23年4月1日（金）

第2,278号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により循環資源利用促進施設整備費補助金の交付の対象等を定める告示	（廃棄物対策課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退	（障がい福祉課）	3
土地改良区の役員の就任及び退任	（農村整備課）	3
保安林の指定施業要件の変更	（森林整備課）	4
解除予定保安林（2件）	（　　　　　）	5
港湾施設の概要の一部改正	（港湾空港課）	6

【公 告】

平成23年度島根県狩猟免許試験の実施	（森林整備課）	7
狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会の開催	（　　　　　）	9
都市計画事業の認可	（都市計画課）	11

告 示**島根県告示第261号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、循環資源利用促進施設整備費補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付の対象等を定める告示（平成20年島根県告示第367号）は、廃止する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

循環資源利用促進施設整備費補助金

2 補助金の交付の目的

県内で事業を行う事業者が産業廃棄物の排出抑制（製品の製造工程等の改良により産業廃棄物そのものの発生を抑制することをいう。以下同じ。）、減量化、再生利用に係る施設及び設備を県内で整備するために要する費用について補助金を交付し、もって産業廃棄物の循環的な利用を図るとともに、循環型産業の活性化を推進することを目的とする。

3 補助金の交付の対象となる者

次のいずれにも該当する事業者

- (1) 県内に事務所等を有すること。
- (2) 事業を安定的かつ継続的に実施できる見通しがあること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イからへまでの規定に該当しないこと。

4 補助金の交付の対象となる事業

次のいずれかに該当する事業

- (1) 排出抑制に係る施設又は設備（以下「施設等」という。）の整備事業で次のいずれにも該当するもの
 - ア 県内で施設等を設置し、又は改造するものであること。
 - イ 施設等の技術、設計等が先進性を有するものであること（既製の施設等を設置する場合であっても、処理工程等の工夫や改善により先進性が認められるものを含む。）。
 - ウ 産業廃棄物の排出抑制についてその効果があると認められること。
 - エ 対象施設等の稼働に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。
- (2) 減量化又は再生利用に係る施設等の整備事業で次のいずれにも該当するもの
 - ア 県内で施設等を設置し、又は改造するものであること。
 - イ 施設等の技術、設計等が先進性を有するものであること（既製の施設等を設置する場合であっても、処理工程等の工夫や改善により先進性が認められるものを含む。）。
 - ウ 産業廃棄物の減量化又は再生利用についてその効果があると認められること。
 - エ 産業廃棄物の処理に伴う環境への負荷を低減するための十分な配慮がなされていること。
 - オ 施設等で取り扱う産業廃棄物の重量の2分の1以上が県内で排出されたものであること。
 - カ 廃棄物の処理又は処分を主たる目的とするものでないこと。

5 補助対象事業費

本工事費（材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費をいう。）のうち知事が必要と認める額

6 補助金の額

県が交付する補助金の額は、1件当たり、次のとおりとする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

(1) 排出抑制に係る施設等の整備事業

補助対象事業費の2分の1以内で、かつ、2,000万円以下の額

(2) 減量化又は再生利用に係る施設等の整備事業

補助対象事業費の3分の1以内で、かつ、2,000万円以下の額（事業の内容が特に優れていると認められ、県内企業への高い波及効果を有するものにあつては、補助対象事業費の2分の1以内で、かつ、2,000万円以下の額）

島根県告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
浜田急便有限公司	訪問介護	マリン訪問介護事業所	浜田市治和町口817番地	平成23年4月1日
	介護予防訪問介護			

島根県告示第263号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があつたので、同法第69条第3号の規定により告示する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	辞退年月日
名称	所在地		
安来市立病院	安来市広瀬町広瀬1931番地	育成医療 更生医療	平成23年4月1日

島根県告示第264号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市伊野土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

多久和啓二 出雲市野郷町1083

原田 聡 出雲市野郷町396

常松 士郎 出雲市美野町255

松本 剛美 出雲市地合町474

奥村 豊 出雲市野郷町1527
山崎 文幸 出雲市野郷町1838
兼折 英司 出雲市野郷町1970
川瀬 芳男 出雲市野郷町1169
山崎 敏美 出雲市野郷町291-1
池尻 肇 出雲市美野町77
原田 誉裕 出雲市美野町1192
常松 勝廣 出雲市美野町1293
原田 信隆 出雲市美野町1070
岩成 浩 出雲市美野町848
堀内 定夫 出雲市小境町1918

監事

原田 京藏 出雲市野郷町408
原田 利雄 出雲市美野町272

2 就任年月日

平成23年 3 月 11 日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

多久和啓二 出雲市野郷町1083
原田 聡 出雲市野郷町396
常松 士郎 出雲市美野町255
松本 剛美 出雲市地合町474
奥村 豊 出雲市野郷町1527
原田 幹雄 出雲市野郷町1906
倉橋 真一 出雲市野郷町1205
川瀬 秀樹 出雲市野郷町522
山崎 敏美 出雲市野郷町291-1
池尻 肇 出雲市美野町77
原田 隆志 出雲市美野町552
常松 勝廣 出雲市美野町1293
原田 博 出雲市美野町975
門脇 武志 出雲市美野町881
堀内 守 出雲市小境町1967

監事

原田 京藏 出雲市野郷町408
原田 利雄 出雲市美野町272

島根県告示第265号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成23年 4 月 1 日

島根県知事 溝口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定目的 次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

昭和45年8月5日農林省告示第1174号

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

雲南市掛合町入間1052-16・1078-4から1078-6まで・1081-4から1081-6まで（以上7筆国有林）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第266号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万角ヶ谷5203-6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第267号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字小若762-20

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

漁港施設用地とするため

島根県告示第268号

港湾施設の概要（昭和54年島根県告示第960号）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、島根県土木部港湾空港課及び島根県松江県土整備事務所広瀬土木事業所において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝口善兵衛

4 安来港の表を次のように改める。

4 安来港（地方港湾）

区分	種類	名称	位置 〔 図面対象 番号 〕	数量	能力
水域施設	航路	－6.0m航路	A－1－1	90m×120m	－6.0m
		－5.0m航路	A－1－2	60m×150m	－5.0m
	泊地	－6.0m泊地	A－2－1	57,920㎡	－6.0m
		－5.0m泊地	A－2－2	9,750㎡	－5.0m
		港内泊地	A－2－3	50,096㎡	－4.0m
		－2.0m泊地	A－2－4	300㎡	－2.0m
外郭施設	防波堤	北防波堤	B－1－1	80m	
		南防波堤	B－1－2	57m	
		防波堤	B－1－3	35m	
	護岸	油壺護岸	B－5－1	231m	
		十神山1号護岸	B－5－3	284m	
		駅前護岸	B－5－4	314m	
		取付護岸	B－5－5	38m	
		C護岸	B－5－6	38m	
		防波護岸	B－5－7	37m	
		南防波堤取付護岸	B－5－8	130m	
		西海岸護岸	B－5－9	110m	
		B護岸	B－5－10	55m	
		A護岸	B－5－11	1,130m	
		日立護岸	B－5－12	302m	
	離岸堤	潜堤	B－11－1	1,030m	
	水門	A門扉	B－9－1	7m	
		B門扉	B－9－2	5m	
		こう門	C門扉（防潮扉）	B－10－1	7m
	係留施設	岸壁	－4.0m岸壁	C－1－1	141m
－4.0m岸壁			C－1－2	79m	－4.0m

		-5.0m岸壁	C-1-3	70m	-5.0m
		-6.0m岸壁	C-1-4	105m	-6.0m
	物揚場	-4.0m物揚場	C-6-1	160m	-4.0m
		-2.0m物揚場	C-6-2	20m	-2.0m
		-4.0mけい船岸	C-6-3	45m	-4.0m
		-2.5m物揚場	C-6-4	55m	-2.5m
	船揚場	上架レール式船揚場	C-7-1	29.3m	-2.0m
臨港交通施設	道路	臨港道路	D-1-1	7m×1,427m	
		臨港道路	D-1-2	7m×408m	
		臨港道路	D-1-3	7m×528m	
		十神大橋	D-5-1	9m×199m	
航行補助施設	航路標識	亀島灯台	E-1-1-1	1基	
		南防波堤灯台	E-1-1-2	1基	
		燈浮標	E-1-2-1	1基	
		燈浮標	E-1-2-2	1基	
		導浮標	E-1-2-3	1基	
		導浮標	E-1-2-4	1基	
		燈浮標	E-1-2-5	1基	
		簡易標識	E-1-2-6	1基	
		簡易標識	E-1-2-7	1基	
		簡易標識	E-1-2-8	1基	
		簡易標識	E-1-2-9	1基	
荷さばき施設	上屋	青果市場専用	F-5-1	96㎡	
保管施設	野積場	内港野積場	H-2-1	4,520㎡	
		新港野積場	H-2-2	16,715㎡	
船舶役務用施設	給水施設	船舶給水施設	I-1-1	1式	
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸	廃棄物埋立護岸	K-1-1	512.6m	
港湾環境整備施設	海浜	養浜	L-1-2	90,000㎡	
	緑地	緑地B	L-2-1	916㎡	
		緑地A	L-2-2	3,000㎡	
港湾管理施設	港湾管理事務所	安来港管理事務所	N-1-1	721㎡	

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成23年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護管理及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
網猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃器及びわな以外の猟具を見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月19日（日）	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域

6月26日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
7月3日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	県内全域
7月6日(水)	午前9時30分～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	県内全域
7月10日(日)	午前9時～	わな猟、第1種銃猟、第2種銃猟	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月17日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃 猟	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
7月24日(日)	午前9時～	網猟、わな猟、第1種銃猟、第2種銃 猟	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網猟免許又はわな猟免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室（電話0852-22-5160）

6 その他

(1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。

(2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフにすること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び狩猟に関する講習会を次のとおり開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第59条において準用する施行規則第51条第2項の規定により公告する。

平成23年4月1日

1 適性検査及び受講の対象者

島根県内に住所を有し、狩猟免許の更新を受けようとする者

2 講習科目及び時間

科 目	時 間
鳥獣保護及び狩猟等関係法令に関する事項	3時間以上
鳥獣の保護管理に関する事項	
鳥獣の判別等に関する事項	
猟具の取扱い等に関する事項	

3 適正検査

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

4 開催日時及び場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
6月7日(火)	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月9日(木)	午前9時	鹿足郡津和野町日原22-1 日原山村開発センター	津和野町、吉賀町
6月15日(水)	午前9時	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	益田市
6月30日(木)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(旧大東町・加茂町・木次町)、飯南町
7月1日(金)	午後1時30分	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	雲南市(旧三刀屋町・吉田村・掛合町)、奥出雲町
7月6日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、東出雲町、安来市
7月6日(水)	午前9時	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	出雲市、斐川町
7月7日(木)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	旧浜田市、江津市
7月8日(金)	午後1時30分	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	浜田市(旧浜田市以外)
7月12日(火)	午前9時	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月13日(水)	午前9時	大田市大田町大田口1111 大田市役所	大田市
7月14日(木)	午前9時	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	川本町、美郷町
7月15日(金)	午前9時	邑智郡川本町大字川本279 川本合同庁舎	邑南町

7月20日(水)	午前9時30分	隠岐の島町港町塩口24 隠岐合同庁舎	隠岐郡
7月27日(水)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	松江市、東出雲町、安来市
9月1日(木)	午前9時	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	全県

5 狩猟免許更新申請方法等

(1) 狩猟免許更新申請手続

狩猟免許更新申請書に記載事項を記入し、写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)1枚を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許更新手数料

2,800円(当該金額に相当する額の島根県収入証紙を申請書の手数料欄に貼り付けて納付すること。)

(3) 狩猟免許更新申請書提出期限

隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに備え付けた狩猟免許更新申請書用紙により、当該講習及び適性検査実施日の10日前までに提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許更新申請書」と朱書きし、受講票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記した返信用封筒を添えて提出すること。

(5) 申請書の提出先

住所地を管轄する隠岐支庁農林局林業振興・普及グループ、各農林振興センター林業振興グループ及び事務所総務・鳥獣スタッフに申請すること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示(平成23年中国地方整備局告示第58号)があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成23年4月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

出雲都市計画道路事業3・4・46号中町瑞徳大橋線、3・4・47号藪崎城の前線及び7・7・6号京塚寺町線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

出雲市大津町 出雲県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市平田町字本町、字中町、字寺町、字上田町及び字蓮田地内

(2) 使用の部分

島根県出雲市平田町字中町地内